

I 奨学金の概要

1. 奨学金の種類

第一種奨学金（無利子）

奨学生本人名義の口座に毎月振込み、貸与終了（卒業）後に返還。

- 初回振込み時の一時金（入学時特別増額貸与奨学金）の付加が可能

第二種奨学金（有利子）

給付奨学金

奨学生本人名義の口座に毎月振込み、原則返還不要。

2. 採用種別

予約採用

大学等に進学する前年度に申し込む

在学採用

大学等に進学後に申し込む

I 奨学金の概要

3. 予約採用の流れ

申し込み（生徒）

- インターネット（スカラネット）で申込み
- 申込書類の提出
※ 学校で取りまとめ
- マイナンバーの提出
※ 生徒から直接機構に郵送

推薦（学校→機構）

- インターネット（スカラAC）で推薦
- 申込書類の送付

採用候補者の決定（機構）

- 審査のうえ採用候補者を決定

採用候補者への通知（機構→学校→生徒）

- 機構から到着した「採用候補者決定通知」等を生徒に交付

進学届の提出（学生→機構）

- 大学等に進学後、進学届の提出（インターネット）により奨学生に採用
- 奨学金の振込開始

Ⅱ 新しい給付奨学金について

2020年4月から、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して、大学、短期大学、高等専門学校（4～5年生）、専修学校専門課程における授業料等の減免制度の創設と併せて給付奨学金の拡充が予定されています。

（注）関係法令の改正等の状況を踏まえ、変更が生じる場合があります。

1. 対象となる学校種

大学・短期大学・高等専門学校（4～5年生）・専修学校（専門課程）

- 新たな給付奨学金を利用できる進学先は、国等から対象となることの確認を受けた学校です。
対象校は、国等より、2019年夏以降に公表される予定です。

2. 実施時期

2020年4月から支援が始まります。

2020年度進学予定者を対象として2019年度に募集する予約採用から対象となります。

※ 申込・推薦スケジュール等の予定は、この後の「6. 高校等における事務手続き」で説明します。

Ⅱ 新しい給付奨学金について

3. 対象者の要件

(1) 家計の経済状況に係る要件

所得要件

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等

具体的には、以下の支援区分（第Ⅰ区分～第Ⅲ区分）のいずれかに該当すること

支援区分	年収の目安
【第Ⅰ区分】住民税非課税世帯の者	約270万円以下
【第Ⅱ区分】住民税非課税世帯に準ずる世帯の者	約300万円以下
【第Ⅲ区分】住民税非課税世帯に準ずる世帯の者	約380万円以下

- 各区分の具体的な基準等については、法令で規定される予定です。
- 学生の生計を維持する者（生計維持者）及び本人の所得を合計します。
- 年収の目安は、両親、本人、中学生の4人世帯を想定しています。

「家計支持者」について、今年度から用語を改め「生計維持者」としました。
(内容に変更はありません)

資産要件

本人及び生計維持者の預貯金、有価証券、現金等の資産の合計額が基準額未満であること

(生計維持者が1人の場合：1,250万円、2人の場合：2,000万円)

- 資産に関する証明書（通帳の写し等）の提出は不要となる予定です。

Ⅱ 新しい給付奨学金について

(2) 学業等に係る要件

- ① 申込時までの評定平均値が**3.5以上**であること
- ② ①に該当しない場合は、レポートの提出や学校における面談(※)により、**学修意欲等が認められること**

(※) 高校等における通常の進路指導におけるレポートや面談記録等があれば足りるものとし、
その旨を**国が策定する手引き**に明記する予定（参考として、レポート様式なども提示予定）

(3) その他の要件等

- ① 日本国籍を有する者、法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等
又は永住の意思が認められる定住者であること
- ② 高校等在学中又は高校等卒業後2年以内であること

Ⅱ 新しい給付奨学金について

4. 支給額

住民税非課税世帯の場合の給付額（年額）

設置者・学種	通学形態別年額	
国公立（大学・短期大学・専修学校専門課程）	自宅通学：約35万円	自宅外通学：約80万円
私立（大学・短期大学・専修学校専門課程）	自宅通学：約46万円	自宅外通学：約91万円

- 高等専門学校の学生については、大学生の5割～7割程度の額が予定されています。
- 支給の際は月額に換算し、毎月奨学生本人名義の口座に振込みます。
- 上表の金額は「第Ⅰ区分」のものです。「第Ⅱ区分」「第Ⅲ区分」はそれぞれ「第Ⅰ区分」の2/3、1/3の金額となります。
- **第一種奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の月額が制限される予定**です。（希望月額が貸与されない場合があります。）

5. 進学後の手続き等

- ① **進学先の学校で別途手続きを行うことで、大学等における授業料及び入学金減免も併せて対象となる予定**です。
- ② 進学後、毎年度行う**適格認定**（奨学金継続の手続き）においては、学業等の状況について要件が課され、これに満たない場合には支援が打ち切られることになります。
また、**機構はマイナンバーを利用して、毎年度、家計要件を確認し、10月に支援額の見直し等を行います。**
(申込時にマイナンバーを提出できない者については、支援期間中、毎年、所得に関する書類を提出していただきます。)

2020年度以降は、進学前に高等学校等を通じて申し込む予約採用と併せて、**進学先の大学等を通じて申し込む在学採用**の実施を予定しています。

Ⅱ 新しい給付奨学金について

6. 高校等における事務手続き

(1) スケジュール

貸与奨学金も給付奨学金と同じスケジュールとなります。

以下の内容は、近日中に別途全学校へお知らせする現在の予定です。その後、制度詳細が確定した後、改めて推薦依頼の通知を送付（郵送に先立ちFAXのうえ学校用ホームページに掲載）する予定です。

■申込資料等の高校等への送付時期

※ 確定した内容をできるだけ速やかにお知らせできるよう発送回数を分けて送付します。

- ・識別番号（生徒用と学校用のユーザID・パスワード） ···· 5月下旬
- ・事前周知資料（生徒配付用の新給付リーフレット）【次頁参照】 ···· 5月下旬
- ・学校用資料①（推薦事務のてびき） ···· 6月上旬
- ・学校用資料②（生徒説明用DVD、学修意欲確認等の手引き【文部科学省作成】等） ···· 6月上旬
- ・申込用資料（奨学金案内【給付・貸与・申込みのてびき】、マイナンバー提出書等のセット） ···· 6月上旬
- ・推薦依頼文（各学校に対し、募集日程等の詳細を示し、奨学金希望者の推薦を依頼します） ···· 6月上旬

■推薦期限等

- ・推薦期限： 8月上旬を予定 （事情により期限までに推薦できなかった場合の扱いも検討）
- ・選考結果通知： 12月頃 （前記期限後の推薦分は1月以降の通知となる見込み）

※ インターネットによる申込画面は、6月中旬に開放する予定です。

Ⅱ 新しい給付奨学金について

■事前周知資料（生徒配付用の新給付リーフレット）

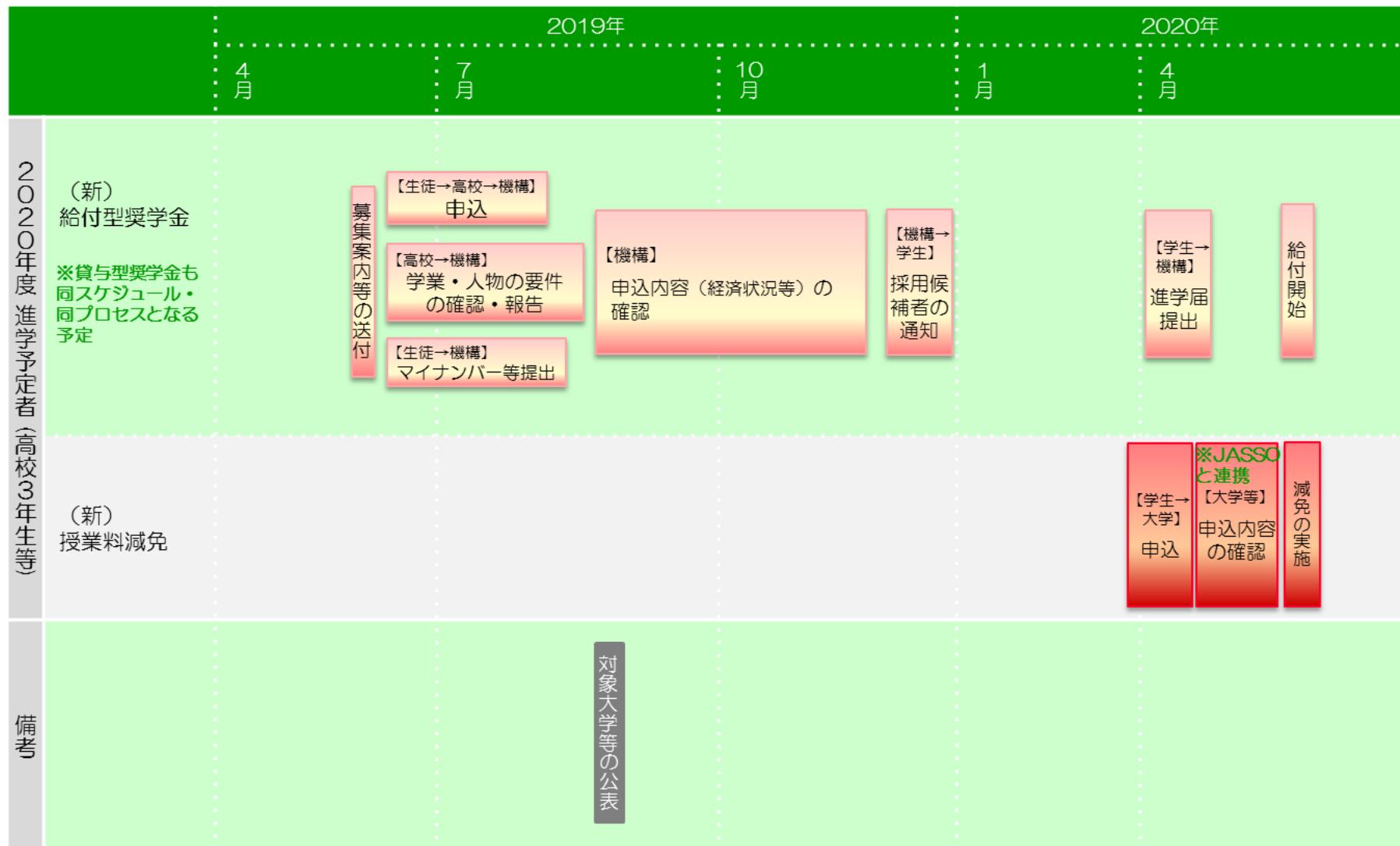
A4サイズ1枚（両面）

このリーフレットは、新しい給付型奨学金制度の周知を目的としたものです。ホームルーム等での配付に際し、お伝えいただきたいポイントを記載しています。



II 新しい給付奨学金について

■スケジュール（イメージ）



Ⅱ 新しい給付奨学金について

(2) 証明書類について

原則として、提出されたマイナンバーにより家計要件の確認を機構において行いますが、海外在住等の理由によりマイナンバーを提出できない場合は、代替となる証明書類を提出する必要があります。

- 貸与奨学金の審査において、マイナンバーで確認できない所得等の情報が必要な一部の該当者については、引き続き証明書類の提出により確認します。
- インターネットからの申込みは、2019年度からモバイル端末（スマートフォン・タブレット）でも行えるようになります。

(3) 推薦基準・推薦枠について

学校ごとの推薦枠（推薦人数の上限）は設けず、また、各学校における推薦基準の策定についても不要とする予定です。（一定の要件を満たせば、給付奨学金の支給対象となる予定）

Ⅱ 新しい給付奨学金について

(参考) 新旧制度の比較

	給付奨学金 (現行制度)	給付奨学金 (新制度)	(参考) 貸与奨学金
推薦枠 (推薦人数の上限)	あり	なし	なし
推薦基準の 学校策定	必要	不要	不要
所得要件	非課税世帯 <small>※生活保護受給世帯、社会的養護を必要とする人を含む</small>	非課税世帯 +非課税世帯に準ずる世帯	奨学金の種類ごとの 収入基準
所得情報	マイナンバーにより取得 <small>※マイナンバーを提出できない場合、マイナンバーで取得できない情報がある場合は、証明書類の提出が必要</small>	マイナンバーにより取得 <small>※マイナンバーを提出できない場合は 証明書類の提出が必要</small>	マイナンバーにより取得 <small>※マイナンバーを提出できない場合、マイナンバーで取得できない情報がある場合は、証明書類の提出が必要</small>
資産要件	あり (証明書提出必要)	あり (証明書提出 不要)	なし
対象学種	大学・短大・高専(4~5年) ・専修(専門)	大学・短大・高専(4~5年) ・専修(専門) 要件を確認された学校のみ	大学・短大・高専(4~5年) ・専修(専門)

III 貸与奨学金について

1. 貸与奨学金の種類・基準

	第一種奨学金	第二種奨学金	入学時特別増額貸与奨学金
利息	無利息	利息付 (在学中は無利息)	利息付 (在学中は無利息)
貸与方法	奨学生本人名義の普通預金・通常貯金口座への <u>毎月の振込</u>		+ 第一種又は第二種奨学金の 初回の振込時に 増額して振込（ <u>1回限り</u> ）
基準	特に優れた学生等で 経済的理由により 著しく修学困難な人	優れた学生等で 経済的理由により 修学困難な人 〔 第一種奨学金より ゆるやかな基準 〕	日本政策金融公庫の 「国 ^の 教育ローン」を申込み 審査が通らなかった人 〔 申込時の家計収入が一定額以下の場合は、「国 ^の 教育ローン」 の申込手続きを省略可 〕

第一種と第二種奨学金の両方の貸与（併用貸与）も可能

単独での利用はできません

III 貸与奨学金について

2. 貸与金額

第一種奨学金

申込時における生計維持者の収入が一定額以上の場合、最高月額以外の月額から選択（最高月額は選択不可）。
給付奨学金を併せて利用する場合、月額が制限される予定です。（希望月額が貸与されない場合があります。）

区分	大学				短期大学・専修学校（専門課程）・高等専門学校（4・5年生）			
	国公立		私立		国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
最高月額 以外の月額				50,000円				50,000円
	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円		40,000円	40,000円	40,000円
	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円

第二種奨学金

自由に選択可

	大学・短期大学・専修学校（専門課程） ・高等専門学校（4・5年生）
貸与月額	2万円～12万円（1万円単位）

- 私立大学の医学・歯学・薬学・獣医学の課程の場合、12万円を選択した場合に限り次の増額が認められます。
医学・歯学の課程・・・4万円（合計16万円）
薬学・獣医学の課程・・・2万円（合計14万円）

入学時特別増額貸与奨学金

自由に選択可

	大学・短期大学・専修学校（専門課程） ・高等専門学校（4・5年生）
貸与額	10万円～50万円（10万円単位）

III 貸与奨学金について

3. 奨学金の返還

(1) 返還方式

定額返還方式

毎月一定額を返還します。（返還期間は一定です。）

所得連動返還方式

卒業後の所得に応じて毎月の返還額が変動します。（返還期間も変動します。）

- 第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金は定額返還方式での返還になります。

(2) 割賦方法

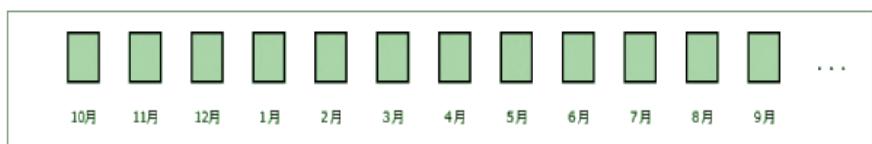
（定額返還方式の場合のみ選択します）

月賦返還

毎月定額での返還

月賦・半年賦併用返還

返還金の半分については毎月定額で返還し（月賦分）、もう半分については半年に1回（1月と7月）定額で返還する（半年賦分）、月賦と半年賦とを併せた返還



（月賦返還）



（月賦・半年賦併用返還）

III 貸与奨学金について

(3) 保証制度

機関保証

保証機関（日本国際教育支援協会）に保証料を支払い、連帯保証を受けます。

- 保証料を支払っているから「奨学金の返還をしなくても構わない」ということではありません。
- 所得連動返還方式を選択した奨学金については、機関保証とする必要があります。

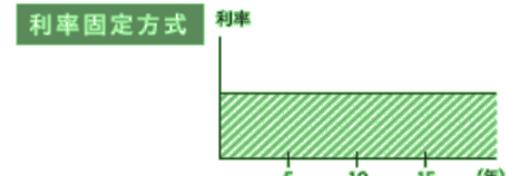
人的保証

条件に合う連帯保証人（父母）・保証人（おじ・おば等）を自ら依頼・選任します。

(4) 利率の算定方法

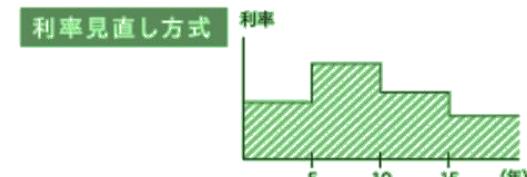
利率固定方式

貸与終了時に決定した利率が、返還が完了するまで変わりません。



利率見直し方式

貸与終了時に決定した利率について、おおむね5年ごとに利率の見直しが行われます。



【参考】平成31年3月に貸与が終了した奨学金の利率（基礎月額に係る利率）

- 固定方式：年0.14%
- 見直し方式：年0.01%

III 貸与奨学金について

4. 返還中の制度・手続き

返還の開始

奨学金の返還は、**貸与終了の翌月から数えて7か月目の月**から始まります。

- 3月貸与終了（卒業）の場合、10月27日が初回の返還期日となります。

繰上返還

次回以降に返還する分を繰り上げて返還できる制度です。

減額返還

病気・失業等で奨学金の返還が困難になった場合、**毎月の返還額を減額**して返還する制度です。

- 毎月の返還額を1/2（1/3）にして2倍（3倍）の期間で返還することができます。
- 「**所得連動返還方式**」を選択している奨学金については**利用できません**。

返還期限の猶予

病気・失業等で奨学金の返還が困難になった場合、**返還を先送り**する制度です。

- 申込時に申告された年収が一定額以下の場合、期間の制限無く利用できます（「**猶予年限特例**」）。
- 猶予期間中は**無利息**です。
- 貸与終了後に引き続き在学する場合や、別の学校に在学する場合も、願出により返還期限が猶予されます（「**在学猶予**」）。

返還免除

本人が死亡又は精神・身体の障害により労働能力を喪失した場合、返還未済額の全部又は一部が免除される制度です。

個人信用情報の取扱い

返還が一定期間以上滞った場合、延滞となっていること（個人情報）が個人信用情報機関に登録されます。

- 貸与奨学金の申込時に、この取扱いに同意する必要があります。
- 一度登録されると、延滞を解消しても、延滞が解消されたという情報として更新され、登録された情報は返還完了後5年後に削除されます。

IV 生徒及び学校の負担軽減に向けて

1. 奨学金希望者等からのお問い合わせ窓口を開設しています。

奨学金希望者（生徒・保護者）等からの奨学金制度や手続きに関する一般的なお問い合わせに関する
電話相談窓口として、「奨学金相談センター」を開設しました。

○ 日本学生支援機構 奨学金相談センター

電話（ナビダイヤル）：0570-666-301（平日 9時～20時）

マイナンバーの提出に関する奨学金申込者からのお問い合わせは、別途設置している以下の専用相談窓口で対応しています。

○ マイナンバー提出専用コールセンター

電話（ナビダイヤル）：0570-001-237（平日 9時～18時）

IV 生徒及び学校の負担軽減に向けて

- 給付奨学金の推薦枠が撤廃され、学校による推薦基準の作成が不要となる予定です。（再掲）

学校ごとの推薦枠（推薦人数の上限）が撤廃され、学校による推薦基準の策定が不要となる予定です。
(一定の要件を満たせば、給付奨学金の支給対象となる予定)

- 給付奨学金の「資産の申告書」（様式）の提出が不要となる予定です。
(再掲)

「資産の申告書（様式）」及び証明書類（預貯金通帳の写し等）の提出が不要となる予定です。
なお、生徒が申し込む際、資産額の入力（申告）は必要となる予定ですが、この場合も、生徒
が入力した資産額を学校が確認することはできません。

IV 生徒及び学校の負担軽減に向けて

4. 収入金額等の入力・学校確認等が不要となります。

① 給付奨学金の家計要件に関する証明書類提出が不要となります。

原則として、提出されたマイナンバーにより経済要件の確認を機構が行うため、

課税証明書等の提出・学校確認が不要となります。

② 貸与奨学金の収入金額等の入力・学校確認が不要となります。

貸与奨学金においては、一部マイナンバーで確認できない収入金額等の情報は、引き続き

証明書類の提出により確認することになりますが、この場合の収入金額のインターネット

入力や学校確認は不要となります。

IV 生徒及び学校の負担軽減に向けて

③ 奨学金振込口座情報の入力が不要となります。

奨学金振込口座の情報（金融機関、口座番号等）は全て進学時に入力（登録）することとし、
申込時の入力が不要となります。

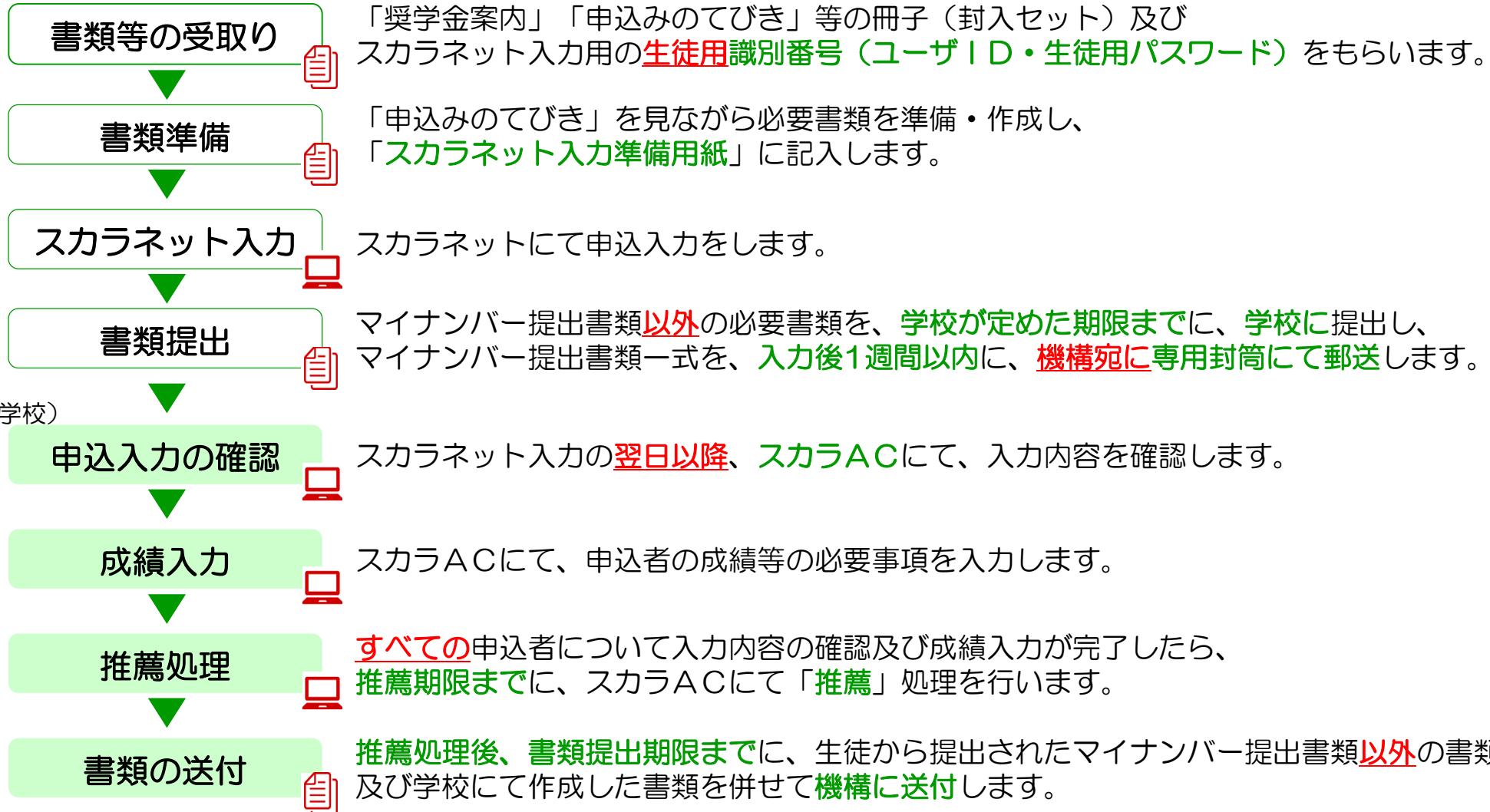
5. モバイル端末（スマートフォン・タブレット）の利用が可能となります。

奨学金希望者がインターネットから行う申込みは、2019年度からモバイル端末（スマートフォン・タブレット）でも行えるようになります。

V 申込・推薦手続の概要

1. 申込・推薦手続の流れ

(生徒)



(学校)

V 申込・推薦手続の概要

2. 提出書類

生徒
↓
学校

生徒
↓
機構

学校
↓
機構

① 「提出書類一覧表」

必要書類を確認し、漏れなく正しく提出するための様式

「確認書」

② ※親権者に署名押印してもらえない（児童養護施設在籍者等）場合の追加提出書類等を含む

奨学金の申込みにあたり、機関の諸規定を確認し、遵守することを約束する書類

③ 申込資格に関する証明書類

外国籍の方について、申込資格を満たすことの証明書類

④ 収入に関する証明書類

※マイナンバーの提出によって提出不要となった以外の証明書類

スカラネットで申告（入力）した収入の証明書類

⑤ 特別控除に関する証明書類

単身赴任等の特別控除事由に該当し、控除の申請を希望する場合に提出する書類

マイナンバー提出書類

本人・生計維持者のマイナンバーを提出するための様式及び証明書類

推薦書類

スカラACでの推薦後、生徒から提出された申込書類(上記①～⑤)を機関に送付する際の一式

貸与奨学金

給付奨学金

全員

全員

「貸与奨学金確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」

全員

「給付奨学金確認書」

該当者のみ

該当者のみ

該当者（希望者）のみ

全員

- 「マイナンバー提出書」
- 番号確認書類
- 身元確認書類

- 推薦報告書兼推薦書類送付書（様式1）
- 推薦者一覧表（スカラACから出力）
- 生徒から提出された申込書類（①～⑤）

】
学校作成

VI 申込手続の要点

1. 必要書類の受取り

申込関係書類及び識別番号を交付のうえ、スカラネットでの申込入力の期限・書類提出期限を伝えてください。

申込関係書類

次の①～⑥の申込関係書類一式は、封筒に封入した形で各学校にお送りします。

① 「奨学金制度早わかりガイド」

奨学金制度の概要の説明冊子です。②・③の要点を記載しています。

② 「給付奨学金案内」

給付奨学金について詳しく説明している冊子です。

③ 「貸与奨学金案内」

貸与奨学金について詳しく説明している冊子です。

④ 「申込みのてびき」

申込手続の説明冊子です。様式集・「スカラネット入力準備用紙」が挟み込まれています。

⑤ マイナンバー提出書のセット

マイナンバーの提出に使用する次の3点セットです。（緑色封筒に封入）

⑤-1 「マイナンバー提出書」

マイナンバーを提出する人の氏名等及びマイナンバーを記入する様式です。

⑤-2 説明資料

必要な添付書類（番号確認書類・身元確認書類）や提出方法等の説明チラシです。

⑤-3 提出用封筒（青色）

「マイナンバー提出書」及び添付書類を封入し、提出する際に使用する封筒です。

⑥ チラシ等

奨学金制度等に関するチラシです。

VI 申込手続の要点

識別番号（ユーザID・パスワード）

「識別番号票」に記載の「生徒用識別番号」を伝えてください。

スカラネットでの申込入力には、**生徒用識別番号（ユーザID・パスワード）**と、
「マイナンバー提出書」に印字された「**申込ID・パスワード**」が必要です。

- パスワードは、1年ごとに変更します。
今年度送付する識別番号票を確認してください。（5月下旬発送）
- パスワードには、学校用と生徒用の2種類があります。
生徒に対して、誤って学校用を交付しないよう注意してください。

学校用：スカラACによる**推薦入力時**に使用

生徒用：スカラネットによる**申込入力時**に使用

【重要】学校 担当者専用識別番号
2020年度大学等新規学生採用被指揮者の推薦に係る「スカラAC」識別番号

以下の学校指名選択欄の複数を複数選択して複数登録一覧表示することは後にご検討ください。
識別番号は、紛失しないよう看板に十分注意を払ってください。
複数登録を行った場合は、両方の手帳を用意がかかる、との間の事務負担が大きくなります。

■学年名：②学年名
■学年番号一覧表示：③学年番号

【重要】生徒用識別番号
2020年度大学等新規学生採用被指揮者の申請に係る「スカラネット」識別番号

■学年名：②学年名
■ユーザID
■パスワード
■④学年番号
■⑤学年番号PW
■申込品番用PW

●「生徒用」識別番号は、生徒がスクラネットで被指揮者を申し込む際に使用します。
●ユーザIDは必ず数字で入力してください。
●パスワードは必ず英数字で、光英字とひらがなの混列ができます。「Q」(K(カタカナのオー)), 「q」(k(カタカナのク)), 「1」(大文字のア), 「4」(4(カタカナのタ), 聖母の「タ」(タ)は使用していません)。

●生徒用登録スカラネット登録 URL: www.sカラネット.jp

(1) からご登録ください。
ID登録
ID登録

生徒用（水色）・学校用（オレンジ）

VI 申込手続の要点

2. スカラネット入力準備用紙

スカラネット入力の準備として、「申込みのてびき」を読みながら「スカラネット入力準備用紙」に記入します。

○ … 記入が必要 — … 記入不要

項目	給付	貸与	記入内容の概要
① ID・パスワード	<input type="radio"/>		学校から交付された生徒用識別番号（ <u>ユーザID・パスワード</u> ）と、 「マイナンバー提出書」に記載の「 <u>申込ID・パスワード</u> 」を記入します。
② あなたの情報	<input type="radio"/>		生徒の氏名・生年月日・国籍・在留資格等を記入します。
③ 在学情報	<input type="radio"/>		生徒の在籍する学校の学科やクラス・出席番号等を記入します。
④ 奨学金申込情報	<input type="radio"/>		申し込む奨学金の種類を記入します。 ● 貸与奨学金を申し込む場合、現在考えている貸与月額等も記入します。
⑤ 家族情報	<input type="radio"/>		生徒の家庭の状況や家族人数等を記入します。
⑥ 生計維持者情報	<input type="radio"/>		生計維持者の氏名や <u>マイナンバーの提出（準備）状況</u> 等を記入します。 ● 貸与奨学金を申し込む場合、収入状況も記入します。
⑦ 資産の申告	<input type="radio"/>	—	給付奨学金を申し込む場合、資産が基準額未満であることを記入します。
⑧ 就学者・就学前の家族	—	<input type="radio"/>	家族の中の該当する人の氏名等を記入します。
⑨ その他の家族	—	<input type="radio"/>	
⑩ 特記情報	—	<input type="radio"/>	母子世帯である等特記すべき状況について記入します。

VI 申込手続の要点

3. 申込資格の証明書類

申込者（生徒）が外国籍の場合、在留資格により下表の証明書類の提出が必要です。

また、在留資格・在留期間はスカラネット入力準備用紙に記入します。

在留資格	証明書類
法定特別永住者	特別永住者証明書 または 在留資格記載の住民票
永住者 日本人の配偶者等 永住者の配偶者等 定住者	在留カード または 在留資格記載の住民票

- 在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）によります。
- 法定特別永住者については、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）によります。
- 定住者については、将来永住する意思の認められない人は、申込資格がありません。
- **上表以外の在留資格の場合、申込資格がありません。**

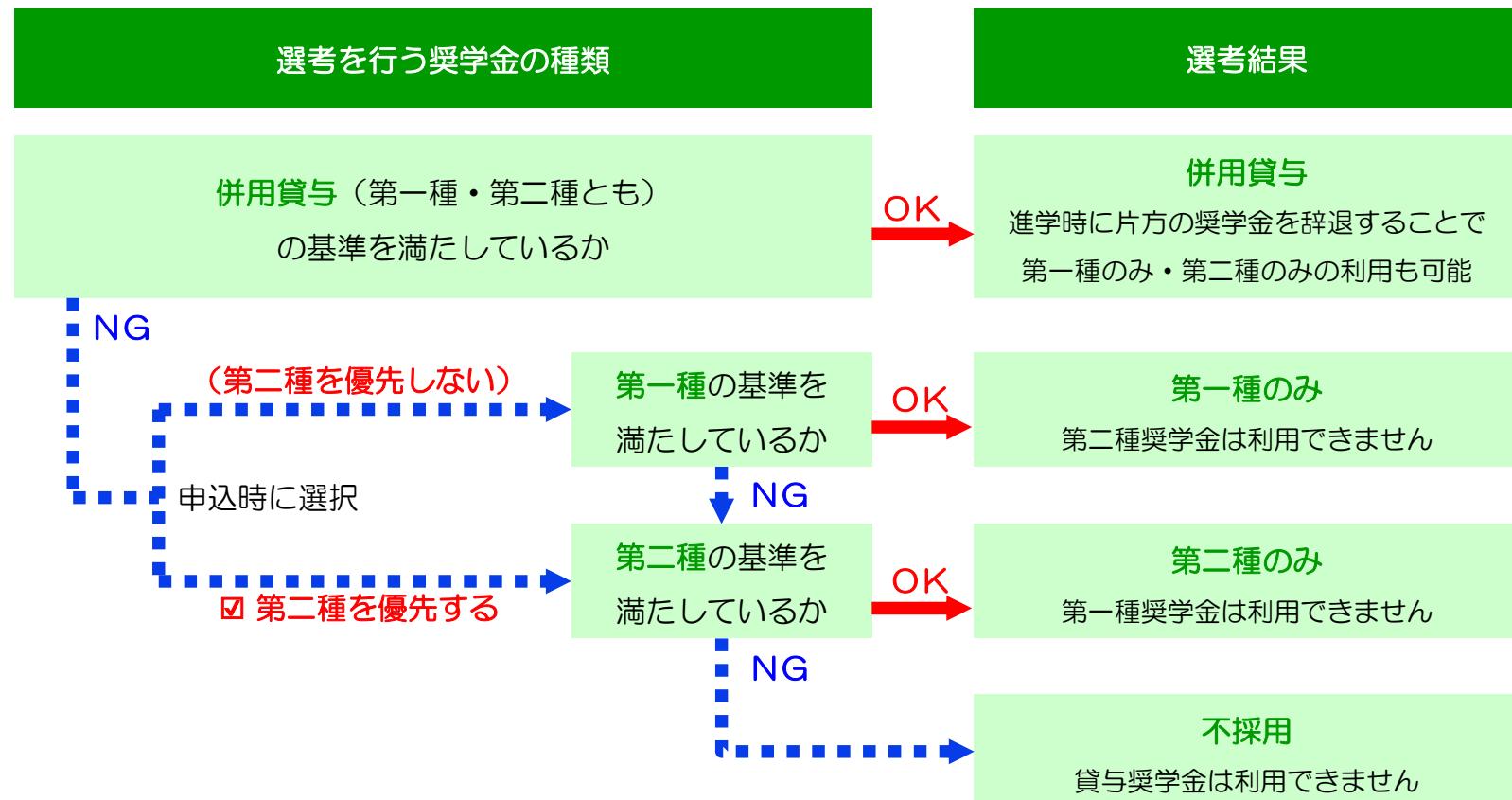
VI 申込手続の要点

4. 貸与奨学金の「申込区分」の選択と判定の順番

貸与奨学金を希望する場合、一律、併用貸与（第一種・第二種両方とも利用）の基準の適否から判定します。

（第一種よりも第二種を優先するか否かについてはスカラネットにて選択します。）

- 利用しない奨学金については、進学時に辞退できます。



VI 申込手続の要点

5. 貸与奨学金の保証制度の選択

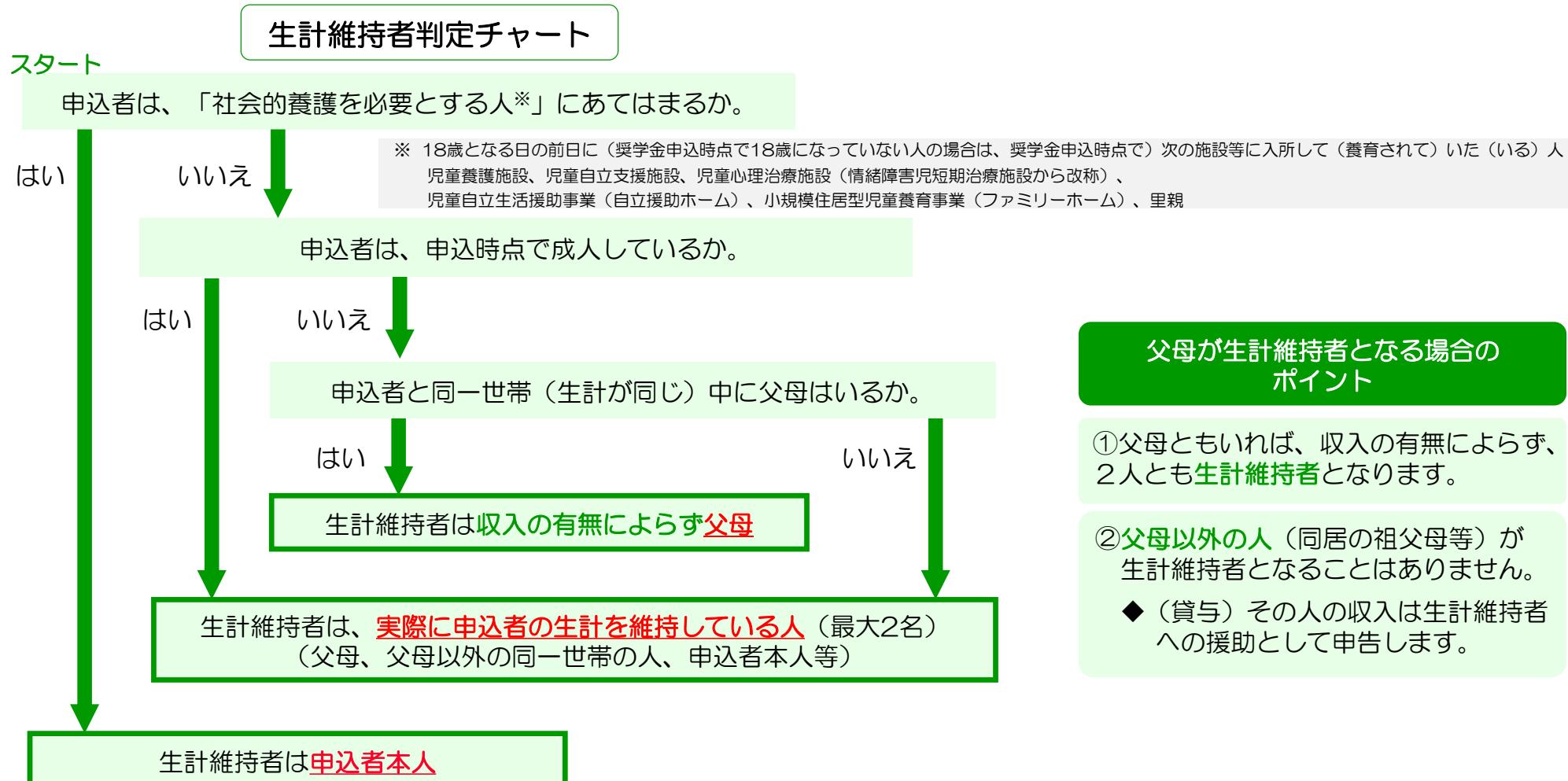
第一種奨学金の返還方式として「所得連動返還方式」を選択した場合は保証制度を機関保証とする必要があるため、第二種奨学金の保証制度について、第一種奨学金とは別に保証制度を選択することができます。

第一種奨学金の返還方式として 定額返還方式を選択した場合		第一種奨学金の返還方式として 所得連動返還方式を選択した場合
①第一種奨学金の保証制度	機関保証、人的保証のどちらかを選択	機関保証（選択不可）
②第二種奨学金の保証制度	①で選択した保証制度と同じ	機関保証、人的保証のどちらかを選択
③入学時特別増額貸与奨学金の 保証制度	①で選択した保証制度と同じ	②で選択した保証制度と同じ

VI 申込手続の要点

6. 生計維持者

「家計支持者」について、今年度から用語を改め「**生計維持者**」としました。（内容に変更はありません）



VI 申込手続の要点

7. 収入に関する証明書類（貸与奨学金）

貸与奨学金の収入基準の判定において、生計維持者にマイナンバーで取得できない収入がある場合、

「収入に関する証明書類」として紙媒体の証明書類の提出が必要です。

- 「提出書類一覧表」裏面（収入計算欄）にて生計維持者の該当する収入状況に☑を入れることで必要な証明書類が分かります。
(☑が入らない場合は、紙媒体の証明書類は提出不要です。)
- 給付奨学金の収入基準の確認はマイナンバーで取得する情報にて行うため、紙媒体の証明書類は不要です。

生計維持者の所得の状況		マイナンバーで取得	収入に関する証明書類
社会的養護を必要とする生徒（施設在籍者等）		×	施設在籍証明書 里親委託証明書
無収入	2018年1月1日以前から無収入	○	
	2018年1月2日以降に退職・廃業	×	退職証明書等 又は「退職に関する事情書」（様式F）
収入あり	給与収入	次の①～③をすべて満たす ① 国内勤務 ② 2018年1月1日以前から勤務 ③ 2018年中に休職期間なし ● 現在複数の事業所で勤務している場合、 どの勤務先についても上記①～③をすべてを満たす	○
		上記以外 ● 現在複数の事業所で勤務している場合、 どこか1つの勤務先でも上記①～③のどれかを満たさない	×
			給与明細 (直近3か月分)

VI 申込手続の要点

	生計維持者の所得の状況	マイナンバーで取得	収入に関する証明書類	
収入あり	給与以外の所得 (自営・農業等)	次の①・②を両方とも満たす ① 国内での所得 ② 2018年1月1日以前から継続している所得 ● 現在複数の給与以外の所得がある場合、 どれも上記①・②とも満たす	○	
		上記以外 ● 現在複数の給与以外の所得がある場合、 どれか1つでも上記①か②を満たさない	×	「開業収入計算書」 (様式D)・帳簿
	雇用保険(失業手当)	○		
	生活保護	○		
	年金	×	年金振込通知書 又は年金証書 等	
	傷病手当金	×	傷病手当金通知書	
	児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当	×	申込時点の受給額 記載の通知書 又は通帳のコピー	
	その他の収入 (親族等からの援助・慰謝料・養育費・上記以外の公的手当等)	×	「援助年額の証明」 (様式E) 又は公正証書・調停調書等	

- 貸与奨学金・給付奨学金とも、マイナンバーを提出できない場合や、マイナンバーで所定の情報が取得できない場合は、本来、マイナンバーで取得できる収入について、紙媒体の証明書類が必要になります。

VI 申込手続の要点

8. 確認書の作成

(1) 用紙の確認

～ 確認のポイント～

- ① 奨学金の種類と一致しているか（給付奨学金を申し込む→「給付奨学金確認書」）
- ② 2020年度入学者用の「確認書」を使用しているか
- ③ 裏面が印刷されているか
 - コピー可（白黒印刷可）。ただし、1枚の用紙に両面印刷したものに限ります。

～ 不備事由～

- ✗ 平成31（2019）年度入学者用以前の「確認書兼同意書」を使用している（様式が古い）
- ✗ 裏面の「約款」が印刷されていない・印刷が欠けている
- ✗ 1枚の用紙に両面印刷されていない（2枚の用紙をホチキス留め・のり付けしている）
- ✗ 収入証明書等がのり付けされ、裏面の「約款」が読めない状態になっている

VI 申込手続の要点

(2) 記入内容の確認

～ 確認のポイント～

- ・日付、受付番号が記入されているか
- ・本人及び親権者の署名・押印・住所がそれぞれの人により記入、押印されているか
- ・黒又は青のボールペンで署名されているか
- ・押印が正しくされているか
- ・訂正がある場合は正しい訂正方法で訂正されているか

～ 不備事由～

- × 同一筆跡 又は 同一印と思われる
- × 鉛筆書き、消せるボールペンを使用している
- × 修正液や修正テープを使用し訂正している
- × 署名、押印後にコピーしたものが提出されている

② 親権者記入欄

訂正する場合は、二重線で消して、
その人が使用した印を押し、
余白に正しい事項を記入してください。

本人が未成年者の場合						
本人が未成年者の場合には、親権者（民法で定める親権者のことで通常は両親（いずれかがいないときは一人））が上記本人の奨学生申込みに同意の上、下記に自署・押印してください。親権者がいない場合は、民法で定める未成年後見人が自署・押印してください。						
親権者 又は 未成年者 代理人	1	氏名	奖学 優美	奖学 優美	生年月日	昭和 45年 5月 3日
	現住所	〒123-4567 東京都千代田区1-1-92				本人との続柄
	2	氏名	奖学 和美	和美	生年月日	昭和 48年 2月 11日
	現住所	〒123-4567 東京都千代田区1-1-92				本人との続柄

押し直す場合は、印影や訂正線に
重ならないように押印してください。

③ 生計維持者記入欄（給付奨学生確認書のみ）

該当する国籍または在留資格にマルをします。
※d～fの在留資格に該当する場合は、在留期限（在留期間の満了日）も記入してください。

国籍又是在留資格 【該当を○で囲む】		③日本国籍 b 法定特別永住者 c 永住者 d 定住者（永住の意思がある者に限る） e 日本人の配偶者等 †永住者の配偶者等 ※d～fの該当者は在留期限（在留期間の満了日）を記入（年 月）					
生 計 維 持 者	1	氏名	奖学 優	生年月日	昭和 45年 5月 3日	本人との続柄	父
	現住所	〒123-4567 東京都千代田区1-1-92					
	2	氏名	奖学 和美	生年月日	昭和 48年 2月 11日	本人との続柄	母
	現住所	〒123-4567 東京都千代田区1-1-92					
本人と生計維持者の資産の合計額		2,000万円未満（生計維持者が1人の場合は1,250万円未満）					

今年度の「給付奨学生確認書」から、次の欄が新設されています。

- ・生徒本人の国籍・在留資格申告欄
- ・「生計維持者」の記入欄

VI 申込手続の要点

9. 「親権者の同意を得られない未成年者」の該当書類

未成年者の奨学金申込みに当たっては、親権者の同意を求めることがあります。ただし、児童養護施設入所者等（社会的養護を必要とする人を含む）は、**親権者の同意を得ることが困難**である場合、次のとおり扱います。

- 単に、疎遠・不仲、単身赴任等の場合はこの取扱いの適用はありません。

(1) 「確認書」の署名等

親権者欄は、申込者本人の状況を認識している**施設長や里親等が自署・押印**します。

本人が未成年者(20歳未満)の場合は必ず記入してください							
親権者(親権者とは、民法で定める親権者の中で通常は両親(いずれかがいないときは一人))が上記本人の奨学金申込に同意の上、下記に自署・押印してください。親権者がいない場合は、民法で定める未成年後見人が自署・押印してください。							
本人との 続柄	その他	氏名	〇〇〇施設 施設長 渡辺 一郎	施設 印 之 設 長	生年月日	昭和 平成 45年 5月 3日	
	住所	(〒 123-4567) 東京都新宿区市谷 1-2-3			電話番号	(自宅) 03 (000) 0000 (携帯) 080 (000) 0000	
本人との 続柄		氏名		印	生年月日	昭和・平成 年 月 日	
	住所	(〒 - - -)			電話番号	(自宅) () (携帯) ()	

(2) 追加提出書類

- 「奨学金契約の追認に関する意思表明書」（**申込者本人**が作成します。）
- 「意見書（事情書）」（親権者欄に自署・押印した**施設長や里親等**が作成します。）

(3) 採用候補者となった後の取扱い

本人に未成年後見人が選任されたとき、又は本人が成人したときに、**追認の手続きが必要**です。

奨学金契約に関する追認書を進学先の各大学等を通じて機構へ提出します。

VI 申込手続の要点

10. スカラネット入力上の留意点

ログイン

学校から交付する「生徒用識別番号」（ユーザID・パスワード）と、
「マイナンバー提出書」に記載の「申込ID・パスワード」の
2組のID・パスワードが必要です。

時間制限

各画面30分でタイムアウトとなるため、「スカラネット入力準備用紙」
の記入を完了させてから入力します。

利用可能な環境

モバイル端末（スマートフォン・タブレット）に対応しました。

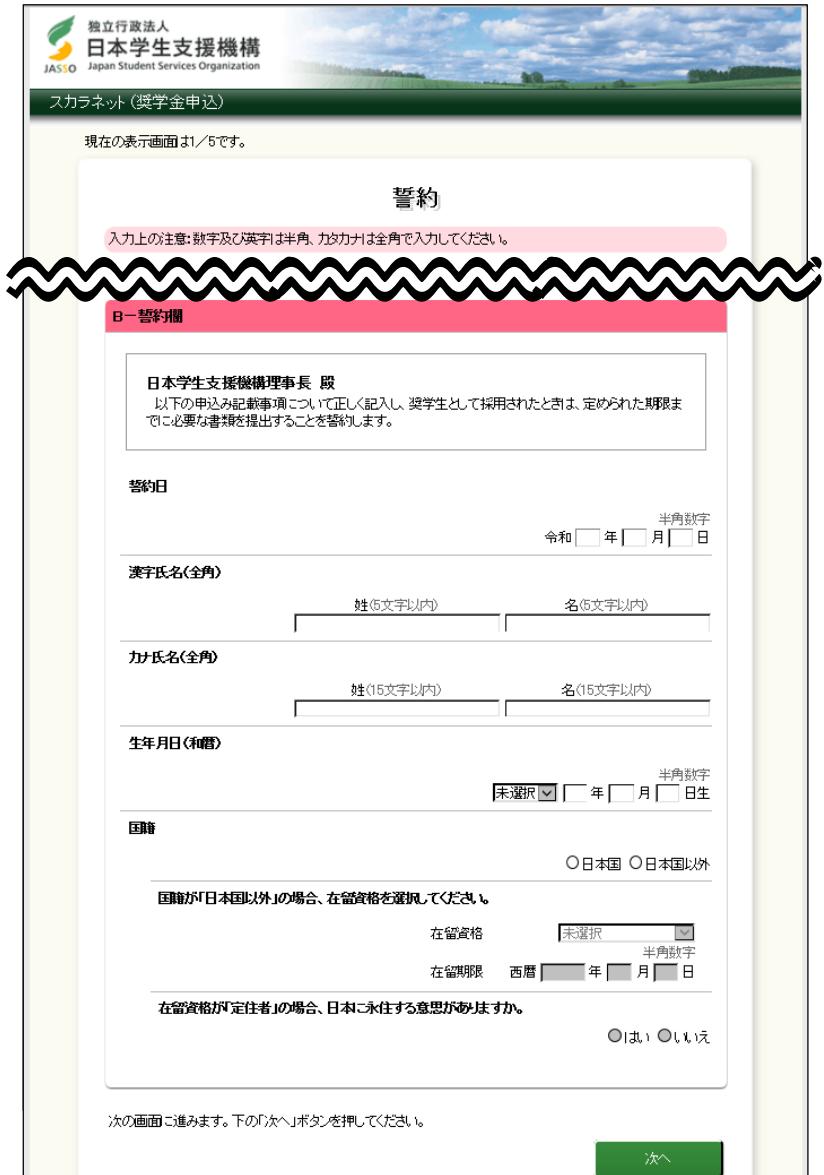
- 画面のデザインも変更されています。

使用可能文字

使用可能な文字を拡張しました。（エラーになる場合は通用字体で入力）

受付番号

入力（データ送信）完了後、画面に表示される「受付番号」を
控え、各提出書類の受付番号欄に記入します。



独立行政法人
日本学生支援機構
Japan Student Services Organization

スカラネット(奨学金申込)

現在の表示画面は1/5です。

誓約

入力上の注意: 数字及び英字は半角、カタカナは全角で入力してください。

B-誓約欄

日本学生支援機構理事長 殿
以下の申込み記載事項について正しく記入し、奨学生として採用されたときは、定められた期限までに必要な書類を提出することを誓約します。

誓約日

半角数字
令和 年 月 日

漢字氏名(全角)
姓(5文字以内) 名(5文字以内)

カナ氏名(全角)
姓(15文字以内) 名(15文字以内)

生年月日(西暦)
半角数字
未選択 年 月 日

国籍

○日本国 ○日本国外

国籍が「日本国外」の場合、在留資格を選択してください。

在留資格 半角数字
在留期限 西暦 年 月 日

在留資格が「定住者」の場合、日本に永住する意思がありますか。

○はい ○いいえ

次の画面に進みます。下の「次へ」ボタンを押してください。

次へ

(画面イメージは開発中のものです)

VI 申込手続の要点

11. マイナンバーの提出

マイナンバーの提出が必要な人

- ① 申込者本人
- ② 生計維持者（2名いれば2名とも）

提出書類

- ① 「マイナンバー提出書」
- ② 申込者本人の番号確認書類
- ③ 生計維持者の番号確認書類
- ④ 申込者本人の身元確認書類

提出時期・方法

スカラネットで申込後、上記の書類を「専用封筒」に入れて、

1週間以内に郵便局の窓口から簡易書留で機関指定の送付先に郵送するよう申込者へご指導ください。

